

深谷市有施設の木造化・木質化等に関する方針

平成28年12月28日

(目的)

第1 この方針は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）（以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、埼玉県が定めた県有施設の木造化・木質化等に関する指針に即して、木材利用推進方針を定めるものであり、公共建築物の木造化・木質化などを推進することにより県産木材の利用を促進し、木材の利用拡大を図るものである。

(用語の定義)

第2 この方針に使用する用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 「木造化」とは、建築物の構造耐力上主要な部分（柱、梁、壁、小屋組等）の全て又は一部に木材を利用することをいう。
- (2) 「木質化」とは、建築物の内装及び外壁等に木材を用いることをいう。
- (3) 「県産木材」とは、原則として「さいたま県産木材認証制度」に基づき認証された木材をいう。

(木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項)

第3 市は、法第4条に規定する地方公共団体の責務を踏まえ、市の整備する公共建築物及び公共土木工事に県産木材を使用するよう努める。

(公共建築物の整備における木材利用の推進の目標)

第4 公共建築物の整備における木材利用の推進の目標は次のとおりとする。

(1) 木造化

公共建築物の建築にあたっては、法的規制、建築物の特徴、用途、維持管理方法等を考慮した上で、法令で耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められない低層の建築物は、原則として県産木材による木造化に努める。

(2) 木質化

公共建築物の整備にあたって、木造化を図ることが困難であると判断されるものや、改修を行う施設においては、可能な限り県産木材による木質化に努める。

(3) 備品等における木材利用

公共建築物に導入する備品については、県産木材を用いた製品の使用に努める。

(公共土木工事等の木材利用)

第5 公共土木工事においては、強度、耐久性、維持管理等を考慮した上で間伐材等の県産木材及び県産木材を用いた製品の積極的な使用に努める。

(PR及び普及)

第6 公共建築物等の管理者は、多くの住民が木造施設に触れ親しみ、木材の持つ良さや木材利用の意義を知ることのできるよう、関係施設のPR及び普及に努める。

(その他)

第7 この方針に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

(留意事項)

第8 この方針の運用に当たっては、建設コストの縮減及び維持管理に掛かるコストについても十分留意した上で、木材の利用に努めるものとする。

(附 則)

第9 この方針は平成29年1月1日から適用する。